

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月2日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>風害、水害、地震、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合</u> 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) <u>風害、水害、地震、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合</u> その都度必要と認める時間</p> <p>(18)～(21) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の承認)</p> <p>第17条 条例第17条の人事委員会規則で定める特別休暇は、<u>第15条第1項第6号及び第7号</u>に掲げる場合の特別休暇とする。</p> <p>第18条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。）の請求について、<u>条例第14条に定める場合又は第15条第1項各号</u>に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>風害、水害、地震、火災その他天災地変により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合</u> 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) <u>風害、水害、地震、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合</u> その都度必要と認める時間</p> <p>(18)～(21) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(病気休暇及び特別休暇の承認)</p> <p>第17条 条例第17条の人事委員会規則で定める特別休暇は、<u>第15条第6号及び第7号</u>に掲げる場合の特別休暇とする。</p> <p>第18条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。）の請求について、<u>条例第14条に定める場合又は第15条各号</u>に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。</p>

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第20条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇(第15条第1項第7号に掲げる場合の特別休暇を除く。)の請求をしようとする職員は、あらかじめ休暇簿(年次休暇、病気休暇及び特別休暇用)(第3号様式)に記入して任命権者に提出しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ提出することができなかつた場合には、その事由を付して事後において請求することができる。

2 第15条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなつた女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第20条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇(第15条第7号に掲げる場合の特別休暇を除く。)の請求をしようとする職員は、あらかじめ休暇簿(年次休暇、病気休暇及び特別休暇用)(第3号様式)に記入して任命権者に提出しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ提出することができなかつた場合には、その事由を付して事後において請求することができる。

2 第15条第7号に掲げる場合に該当することとなつた女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。